

多摩デポ通信 第31号

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩

2014年7月15日発行

〒182-0011 調布市深大寺北町一・三二・一八

● H P / <http://www.tamadepo.org/>

● E-Mail depo_tama@yahoo.co.jp

総会を経て 新年度が始まる

5月18日今年度の通常総会を開催、委任状も含め71人の出席ですべての議題が承認されました。ただ時間が押し気味で、会員の皆様の御意見を十分伺うことができなかったと反省しています。来年以降は開始時間を早めるなどの工夫も必要と考えています。

総会後の記念講演会には33名が参加。内容については6から10ページに載せましたが、秋には『多摩デポブックレット』10号として

発行する予定です。

6月からは町田市立図書館の依頼で、「多摩地域での最後の2冊を残す」ための重複調査検索にとりかかり、まもなく終了します。

多摩デポ講座や秋の全国図書館大会などの企画も大事にしつつ、本来の目的である「共同保存図書館」の実現に至るまでの足がかりとしての「バーチャル共同保存」の研究にも今年度は一歩踏み出します。

7年目にはいり具体的な動きを作り出せなければと理事・事務局一同、気を引き締めています。どうぞよろしく！



第20回 多摩デポ講座

「坪井さん、松島さん、大いに語る」

～「多摩地域の図書館行政をになう図書館員に聞く」その1
講師：坪井茂美氏（府中市立図書館館長）
松島満氏（あきる野市図書館館長）

多摩の図書館の館長や準ずる立場の方々に自館に具体的にスポットをあて、運営方針や紹介したいサービス、資料保存の現状や考え方について話していただく企画を始めます。第一回目は図書館経験の長いお二人。建ってまだ7年の新しい大型図書館でどちらも自動出納書庫を持ち、資料保存の実態が他館と異なっている経験も聞きどころ。ぜひおいで下さい。

8月4日（月）午後6時30分～9時

会場：国分寺労政会館 第一会議室（地下）

NPO会員でなくても、どなたでも参加できます（参加費 300円）

全国図書館大会の 公募型分科会に

企画が通り参加します

「広域図書館行政と図書館再生―県立図書館を中心とした共同保存の可能性―」

今年の全国図書館大会は、東京、お茶の水の明治大学を会場に行なわれます。11月1日(土)に公募型分科会という自主企画枠が用意されました。審査に通れば会場・講師料なども保障される正式の分科会となるものです。

「多摩デポ」は4月の理事会で応募を決め、上記の分科会テーマで応募しました。二多摩図書館研究所(所長・大澤正雄氏)と共同で一日一室を使いたいという企画です。7月9日の審査会の結果、企画が通ったと連絡を受けたところです。以下は、審査に提出した企

画書の抜粋です。

……図書館整備が進み蔵書蓄積が続いて、根拠ある除籍を行いながらの蔵書構築が全国で課題である現在、私達は図書館政策としての共同保存に注目したい。除籍する際に県内の所蔵を調べて希少資料は保存し利用者への提供体制を維持する。県立図書館に保存センター機能を加える例が各地で生まれている。共同で支え合う図書館政策の可能性を探る。

この間、この「通信」紙面で、市町村立図書館を支え資料提供の可能性を広げる、新たな県立図書館の動きを追ってきました。

目覚ましい各地の県立図書館をお呼びし、学び、提案したいと思えます。詳細が決まり次第、お知らせします。



町田市立図書館の 除籍候補資料検索 調査サクサク終了

今年度最初の事業として町田市立図書館の依頼で、除籍候補資料の他自治体での所蔵状況の検索調査を行いました。

『多摩デポ通信』前号にボランティア募集を載せ、会員メンバーリストでも二回呼びかけをしました。応募の出足は鈍かったものの最終的には十人の方が関わり、50件と200件ずつ作業しました。

参加者には6月10日前後から検索するデータを配り始めましたが、依頼件数が全部で1705件と比較的少なかった上に大部分が「ISBN有り」のデータだったこともあり、配るそばから検索結果のデータが

返り始め、締め切りを待たずに終了することができました。参加して下さった方、ありがとうございました。

その結果、除籍候補1705件のうち、町田市のみ所蔵と他一自治体のみ所蔵が合わせて約130件ありました。これらは町田市で再検討してもらいます。

* *
作業をするといろいろなことが見えてきます。最終的には依頼した図書館の判断とはなりますが、除籍について、保存について、考えるきっかけになります。

「多摩地域での最後の二冊」を残すため、新しいやり方も模索しつつ、これからも力を出し合ひましょう。

参加した会員の声

MLより

……「多摩地域で最後の二冊を残す」という意義ある作

業ですが、毎回いろんな発見もあって、個人的にはひそかに楽しんでいきます。

ちよつとだけ、楽しみのおすそわけ。

(その1)

『「ひこうき」あれこれー日航おじさんの質問箱』

沖縄タイムス社 1990

検索したら、飛行場が市内にある自治体の館で「飛行機・飛行場コーナー」に在庫しています」と表示されました。

「飛行機・飛行場コーナー」って、他にどんな本がそろっているのかな?と思わず想像をめぐらしてしまいました。

(その2)

『東京都立中央図書館中国語図書目録』

発行当時は地域館も含めた都内の全図書館に寄贈され、どこでも所蔵してしましたね。今は自治体内一館のみで所蔵というところも結構あり。自治体内の複数館で所蔵している場合、全部「禁帯

出」のところと、一部貸出用になっているところがあります。

一冊だけ貸出用がある自治体、貸出用の配架場所は「外国語コーナー」となっていました。なるほどね。

(その3)

『日本書籍総目録2001』

この年版でピンと来るのは、すでに中堅以上の人。本としての最後の年版です。

今回検索して、多摩地域で所蔵有りは17自治体、11自治体はヒットせず。

ふーん。では23区は?15区が有り、8区が無し、でした。

皆さんも横断検索ボランティアに参加して、いろんな発見をしてみませんか?

(会員Y)



各地で動き始めた 共同保存 第3回

あいちラストワン・ プロジェクトについて

愛知県図書館資料支援課 課長補佐 近藤彰住

1 経緯

愛知県内の公立図書館が毎年購入する図書は、合計約94万冊ですが、除籍も毎年合計約55万冊あります(平成24年度)。これは、多くの図書館の書庫が収容能力を超えていて、新しく購入した図書を書架に並べるためには、満杯になっていく書架から除籍しなくてはならない状況にあるためです。こうして除籍される図書の中には、県内公立図書館で唯一の所蔵である図

書(以下「ラストワン」という。)が含まれる可能性があります。

県内の公立図書館が加盟する愛知県公立図書館長協議会で検討を行った結果、ラストワンが除籍されることを防ぎ、確実に保存する体制の構築が必要であるという認識で一致し、平成24年4月、「愛知県内公立図書館における希少資料の保存に関する提言」がまとめられました。これを受けて愛知県図書館は、希少資料保存の実施計画である「あいちラストワン・プロジェクト」を策定し、平成25年1月より試行を開始したものです。

2 ラストワン候補の 選別

各図書館が除籍を行う際に、除籍しようとする図書がラストワンか否かを認識できる必要があります。そ

のために、このプロジェクトに参加する各図書館から、全蔵書データの特定項目を指定のフォーマットで提供していただき、ISBNまたはMARCN0.をキーにしてコンピュータによる照合を行いました。その結果、重複のない唯一の図書となったものをラストワンとして選別し、ラストワンを所蔵しているそれぞれの図書館へラストワンデータとして提供しました。各図書館ではラストワンデータにより、蔵書データあるいは図書そのものに何らかのマーキングをすることにより、ラストワンであることが認識できるようになります。なお、現在のところラストワンの対象とするのは和図書のみです。

しかしながら、このプロジェクト自体に参加していない図書館もあり、趣旨に賛同して参加しても蔵書データの提供が技術的あるいは経費的に困難な図書館もありますので、ラストワンデータが全県的に唯一の図書と断定することはできません。また機械的な照合作業ですので、データの不備によるラストワンの誤選別もあります。ラストワンデータは、あくまでもラストワン候補としての位置づけで、正確に、県内で唯一として確定するためには、横断検索「愛蔵くん」によって個別チェックを行う必要があります。逆に、ラストワン候補でない図書は、他の図書館が所蔵しているもので、安心して除籍することができますようにします。

3 ラストワンの保存について

このプロジェクトでは、県内図書館の資料を協同して保存していくという理念のもとに、所蔵する図書館

(市町村立図書館)がラストワンを保存することが原則です。ラストワンはなるべく除籍せずにそれぞれの図書館で保存してもらうこととなりますが、それが困難な場合は、愛知県図書館へ移管して保存することになります。

4 今後の予定

現在、このプロジェクトは試行であり、愛知県図書館と図書館を設置する48市町村のうち38市町村の図書館が参加しています。今年度は、ラストワンの保存ができない図書館から愛知県図書館への移管、受入、整理、利用提供といった試行業務を行い、その結果を検証し、平成26年10月に本実施へ移行する予定です。なお、蔵書データによる照合は毎年実施し、ラストワンデータを更新していく予定です。

注目するべき

東海北陸地区の相互貸借定期便

「6県もありや、さすがにどこかにないですかね？」

富山県立図書館の竹内洋介氏が、「としよかん文庫・友の会」の会報誌『としよかん』の第129号(2014.5.15発行)で、右のタイトルで、東海北陸地区の6県立図書館の「相互貸借定期便」という取り組みを紹介されています。

これは定期的に県立図書館同士がお互いに宅配便で資料運搬箱をやり取りする制度とのこと。週一回ないし二回、図書運搬箱が動いているそうです。県立図書館間の資料だけでなく、お互いの県下市町村立図書館の貸借資料も入れていいそ

うです。つまり県内流通を
県立図書館に集約し、県立
の県内協力便と組み合わせ
ることで、6県のどこか1
館にでも求める資料があり
「禁帯出」でなければ、無
料で運んで来られるのです。

* *

この制度が発足して以来、
県外との本のやり取りは爆
発的に増えたそうです。そ
うでしょう。この制度は「送
料なし」無料で貸し借りで
きる「梱包・発送の効率化」
「日常的な信頼感」など、
利用者の資料請求に応える
図書館のパイプを太く、安
定的にしていくと思います。
蔵書情報のインターネッ
ト公開、横断検索システム
の発達と、図書館の情報ア
クセスは進歩してきました。
配送の工夫は次の大きな課
題です。県と県を繋ぐこと
は、市町村立図書館にはじ
かにはできません。

抽象的に言えば、「図書館

間の共同事業」は課題もあ
るが大きな可能性のあるテ
ーマです。紹介者は富山県
立の方ですが、愛知、三重、
石川、福井、岐阜の各県立
も同じ方向を向いているか
ら成り立つ事業なわけで、
これは全国に広まってほし
いと思います。

(事務局H)

和井内貞行の話

—新事務局長の挨拶

堀渡

「多摩デポ」理事会で新
年度より事務局長に選ばれ
ました。発足以来、斎藤誠
一さんが引つ張ってこられ
ましたが、公私とも多忙と
なられたので、しばらく私
がやらせてもらいます。未
熟な面もあると思います。
ご寛恕下さい。

さて、NPO以前、東京

都立多摩図書館の縮小や、
都立の大量除籍問題に異を
唱え、一方、市町村の図書
館も共同保存に取り組もう
と提唱してもう十年以上
になります。

事業を立ち上げる、とい
う観点からすれば、残念な
がら私達は時間がかかり過
ぎていきます。忸怩たる思い。

私は、いつ頃からか秘か
に、和井内貞行だなこれは
と思ってきました。「わいな
いさだゆき」。古来、魚一匹
棲まないとと言われていた十
和田湖に、大変な苦労を重
ねて北海道支笏湖から導入
したヒメマスを放流し、地
域の漁業と観光の基礎を築
いた、明治期の人です。

放流した稚魚が回遊して
戻ってくるのは三年後。貧
乏しボロをまとって毎日湖
面を見つめ続ける貞行たち
家族の前に、成魚になった
ヒメマスの群れが銀色に湖
面を跳ねる、というエピソ

ードは、昭和30年代に私は
小学校の国語教科書で読ん
だのです。

「多摩デポ」に関わって
しばらくして、アアまだヒ
メマスが湖面を跳ねない：
：という心象をなぜか抱く
ようになりました。

ひと昔前は、児童向けの
伝記本がよく出版されてい
て、江戸後期から明治頃の
篤農家や郷土偉人の列伝が
図書館にもよくありました。
私は、就職した図書館でも
彼を読んだことがあります。
勿論、家財を売り払って
賭けた和井内貞行に比べた
ら覚悟も足りない。そんな
ステージにも全然行けてい
ない。でもこれこそが、私
たち流の図書館イノベーシ
ョンなんだと、励みたいと
思います。



多摩デポ総会記念講演を

聴いて考えたこと

手嶋 孝典

はじめに

本稿は5月18日に行われた松岡要氏の総会記念講演「共同保存図書館構想の基盤整備に向けて」の概要報告と、その感想を書いたものです。

初めに私の問題意識を記したい。多摩デポ（前身の運動も含む）に関わるようになったのは、2002年1月に公表された『今後の都立図書館のあり方』社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指す』以来である。東京都教育委員会はこの報告書で都立図書館の運営方針の見直しを行い、都立図書館を持つ市町村立図書館へのバックアップ機能を後退させる方向に舵を切った。

「資料収集、保存は原則1点」とし、「重複して所蔵している資料」は除籍して「再活用」する、「現有書庫の範囲内」での保存、すなわち永久保存の見直しを行うとともに、「区市町村立図書館間の相互協力ネットワークづくり」の促進などによる区市町村立図書館への協力貸出しの縮小を射程に入れ始めた。

ついで2005年8月には『都立図書館改革の基本的方向（第二次都立図書館あり方検討委員会報告）』を公表、2006年8月には、その内容を具体化した『都立図書館改革の具体的方策』を公表した。協力貸出しは、この『具体的方策』で更に後退させる方向が出された。①協力貸出方針の見直し、②費用負担・搬送方法の検討などが挙げられ、2009年4月以降は、次に示す変更が一方的に実施

され、今日に至っている。

* 刊行後30年を経過した図書・雑誌及び都立図書館が保全上の配慮が必要と認めるものは、借受館での館内閲覧（貸出禁止）。

* 都立中央図書館から「東京マガジンバンク」へ移管した雑誌や新たに購入した雑誌及び協力貸出対象でも刊行後1年以内の雑誌は、協力貸出対象外。

* 配送や利用者への連絡にかかる日数も含めて、貸出期間を従来の35日から28日に短縮する。

私は市立図書館で働く職員として、このような都立図書館の後退は絶対に許されないと考えている。

その根拠は「図書館法」にある。同法第3条では、図書館奉仕として「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を

援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない」とし、第四号で「他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附置する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと」と規定している。単純な私は、ここに協力貸出し（相互貸借）の根拠を求めることができるはずであると考えていた。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（2012年12月文科省告示）や、以前の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（2001年7月告示）で、協力貸出し（相互貸借）が都道府県図書館の管内の図書館に対する最大の支援策であることが明示されていることも強い味方であると

信じていた。

だから私は都立図書館の後退を容認できなかったのであるが、正直に書くと、松岡氏の講演（本年2月15日に行われた第19回多摩デポ講座「図書館の連携協力事業を確かなものとする制度をめざして」を含む）を聴いて「図書館法」はあくまで（理念法）であること、協力貸出し（相互貸借）を始めたとする「図書館事業の制度的基盤は」、あまりにも「脆弱」であることを思い知らされた。

1 講演の概要

1. 図書館事業の制度的基盤は脆弱、さらに困難にさせているのではないか

①「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」と「図書館法」を見れば、図書館の環境整備、基盤を整備することは、補助金の規定が

図書館法第20条にありながら、国はずっと執行していない。図書館サービスのあり方に嘴を入れるような事態があつて、政府の役割を放棄しているようなことがずっと続いている。

②図書館は「地方自治法」第244条の「公の施設」である。「地方自治法」自身は、自治体を統制するという側面が色濃い。「公の施設」という条文ができるまでは、図書館は営造物、つまり、管理者側の言うとおりにしか使つちやいけないという性格だった。それが変えられ、特別権力関係からの脱却がなされた。

管理運営主体の市場開放として指定管理者制度があり、武雄市は行政財産（住民の財産）の目的外使用を例外的にはなく長期的に公然と行っているが、重要な問題である。

集会室を利用することに

ついては、表現の自由との関係で集会の自由を認めるべきであると考えているが講演会を巡り考えられない事態がある。「地方自治法」244条の第1、2、3項を見ても、大変重要な問題だろうと思う。

③「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教法」）第30条の「教育機関」は、「専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下にみずからの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関」とされている。

「地教法」の改訂により、教育委員会に対する首長の関与が強くなり、教育委員会の自立性ということがかなり侵されてしまう。

社会教育施設の所管については、現状は非常に曖昧であるが、政治的中立性を考えれば教育委員会が所管することが望まれる。社会

教育行政は、教育委員会の事務である。

④「地方公務員法」第23条に階級性の根本基準という規定がある。特に第4項は、「人事委員会は、職員を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならぬ」と規定している。

2007年に国家公務員の階級性が廃止され、地方公務員の階級性は、この4月に参議院で審議可決され、職階性が日本の公務員制度から消え去った。

⑤図書館資料の貸出しを「物品管理法」や東京都の条例は前提としていない。図書館に所蔵している資料を提供する行政的な仕組みはあるのだろうか。

図書館事業を展開するには、制度的保障が非常に脆弱だということが大変色濃くなっているのではないか。

2. 都道府県の事務と図書館事業

① 都道府県の事務は、広域的な事務、統一的な処理を必要とする事務、連絡調整事務、補完的事務の四つに分類される。

② 都道府県立図書館のサービスについてはレジューメに記載があるが、講演ではあまり触れられなかった。

3. 自治体事務の共同処理の制度と図書館

① 一部事務組合による図書館は、管理、統制しやすい仕組みであり、『中小レポート』にも記載されていたが、広がることはなかった。

② 広域連合で図書館事業を加えているのは長野県上田地域広域連合である。

③ 定住自立圏については、レジューメに記載があり彦根市の例が取り上げられた。あまり説明がなかったように記憶している。

4. 地方行政から自治行政へ

① さらなる行政事務の広域化がすすむ。

② 都道府県の廃止、都制・道州制の志向が強まる。

③ 基礎自治体の広域連携によって都道府県の補完行政からの解放、基礎自治体の共同行政、職員制度の共同整備、地方共同税がもたらされるとの話は、断片的に触れられるにとどまった。

5. 連携協力による図書館事業

都道府県立図書館の事業運営に市町村が参画、関与することにより、都道府県立図書館の運営方針は、市町村図書館の合意を得て広域連合的な考え方ですすめられることになる。

経費の応分の負担により、結果的には図書館の事業が豊かになる。

民間団体とは協定を結ぶ。

6. 図書館には行政機関の役割もあるのではないか

① 図書館の役割は資料提供にあり、資料提供の機能である。／読書の保障は図書館長が責任を持つ。／地域資料、自治体行政資料の収集、保存、提供は図書館長の仕事であり、かなり強制力を持ってやらないとそういう資料は集まらない。

② 自治体行政を支える役割として、「読書推進計画」は、地域住民すべての住民に読書を奨励するという計画を立ててそれを実行する。

7. 「多摩デポ」への具体的な提案としては、広域連合的な組織の立ち上げを提起する。「多摩デポ」でとりあえず資料の保存を行う

以上、講演の概要を紹介したが、配られたレジューメの記載とはかなり異なっている。講演の中で松岡氏自身が話しているが、レジ

ューメの内容を網羅することは、『多摩デポブックレット』の中で果たしたいとのことである。

□ 断片的な感想

「1、③教育機関」については、図書館は、「教育機関」として教育委員会に属しているのが一般的であるが、2007年に「地教法」が改訂され、第24条の2（職務権限の特例）が設けられた。つまり、首長が「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」と「文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）」の「いずれか又はすべてを管理し、及び執行すること」が可能



になった。「地方自治法」第180条の7による補助執行により、社会教育に関する事務の一部が首長部局に委ねられる例も以前からあり、教育委員会ではなく、首長部局に図書館を置く地方自治体が増えつつある。

しかし、図書館は、「地教育法」第30条で規定する「教育機関」である。「文化に関すること」を拡大解釈して図書館を首長の管理、執行に委ねることは許されるものではない。松岡氏も「社会教育施設の所管については、教育委員会が所管することが望まれる」と明快に述べている。ただ、仮に教育委員会が所管していたとしても、教育委員会制度を見直し、首長の権限を強化する「地教育法」が改訂される、来年4月から施行されることで、首長が図書館行政に介入することも可能になった。

「1、⑤図書館資料の貸出し」について

「図書館法」は理念法に過ぎず、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を加えても、協力貸出し（相互利用）を確実なものとする制度にはなっていないというところに衝撃を受けた。都立図書館が「貸し渋り」を始めた時に、東京都庁内部では協力貸出しで都立図書館の本を館外に貸出すことに根拠がないという説明があったことを思い出した。その時は、「図書館法」があるのに何が問題なのかと高を括っていた。

「5、連携協力による図書館事業」について

私は共同利用・保存図書館を実現するには、多摩地域の自治体が一部事務組合を作れば良いと考えていた。多摩デポの結成に関わった人たちの多くもそのような

考えていたように思う。

しかし松岡氏は一部事務組合の欠陥を踏まえ、広域連合を想定している。この広域連合構想は、市町村の連合を基本にしながらも、都道府県も加わることが特徴であり、経費についても都道府県と市町村が応分に負担することが前提とされている。私はこの構想に都立図書館が賛同し、参加してくれることを願うが、そうなると23区も広域連合の対象に加える必要がでてこよう。23区の場合、市町村よりも財政が比較的豊かなこともあって、23区のブロック同士で相互貸借する傾向が強いため、果たして広域連合に加わるだろうかという疑問がある。

「6、図書館には行政機関の役割もあるのではないか」について

「社会教育法」は、第9

条第1項で「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」と規定している。図書館は広義の意味での「社会教育機関」であるとは思いますが、図書館の機能はもつと幅が広いのではないか。そういう意味から私は松岡氏の主張を支持するが、反面、行政機関の側面を強調し過ぎると、それだつたら首長部局が所管した方がふさわしいという議論も成り立つように思える。

しかし、氏は、図書館をあくまで教育委員会に属する「教育機関」として「教育、学術および文化に関する事業」を展開する機関であると明確に位置付けている。「教育機関」であることを見直し、首長の権限を強化する「地教育法」が改訂される、来年4月から施行されることで、首長が図書館行政に介入することも可能になった。

ていくことが課題である。
機会を与えて
くれた講師に
感謝します。



メーリングリスト 使いこなしていますか

多摩デポ会員メーリング
リスト（以下、ML）を
freemlに変更して、4ヶ月
経ちました。見た目はほと
んど変わらないので、それ
ほど混乱はないのではない
でしょうか。お気づきのこ
とは些細なことでも構いま
せんので、お問い合わせせ
ください。

今回は、一歩踏み込んだ
活用方法をご紹介します。

送信者 freeml byGMO からメールが届く

送られてくるメールは大
きく分けて2種類あります。

件名が【freeml】のメール

これはfreemlのオフィシ
ヤルメールマガジンです。
メーリングリストを利用す
る全員に届きます。「受け取
らないこと」は選べません
が、受信フォルダ以外のフ
ォルダで受取るように、ご
自分のパソコンの設定を変
えておくと、煩わしさは減
るかもしれません。携帯電
話では「パソコンメールは
受取らない」設定にすると
拒否されます。

件名が「ウイふり」のメール

freemlの利用そのもの
は無料です。その代わりに
広告がメールマガジン「ウ
イふり」として届く仕組み

になっています。これは自
分で配信停止にすることが
できます。「各種設定」メニ
ューの「各種メール受け取
り設定」のうち、「メールマ
ガジンの受信設定」で受け
取らない設定に変更できま
す。また、この「各種メー
ル受け取り設定」でMLメ
ッセージを受取るアドレス
を追加（合計2個まで）と
変更ができます。

マイページでもできること

アドレスとパスワードを
登録すると「マイページ」
ができます。ここでは、
freemlで参加しているML
の一括管理や各種設定の変
更、ブログ、スケジュール
管理などができます。

自己紹介文を変更したり、
MLメールの相手に個別に
メールを送ることもできま
す。

★会の現勢

2014年7月1日

現在

●会員

(個人会員100名)

(団体会員3団体)

●賛助会員

(個人43名)

(団体1団体)

前号でのお願い以来、新
年度の会費を続々振り込
んでいただき、ありがとうございます。
引き続きよろしくお願い
します。

●年会費

正会員（個人・団体）

五千円

賛助会員 一〇 二千円

(個人一〇 団体五〇以上)

